

平成30年度 教職員定期人事異動方針について

瀬戸市教育委員会

1 方 針

平成30年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づいて実施する。

- (1) 適材を適所に配置し、人事の刷新を図るとともに、教育効果の向上を図る。
- (2) 学校間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- (3) 管理職には、厳正かつ公平な審査に基づき、管理・指揮監督能力に優れ、包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- (4) 教員の需要と供給の関係から、遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

2 実施要領

(1) 管理職人事

① 転任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

② 昇任

校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

ただし、校長・教頭とも、特別の事情がある場合のほか、平成30年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

③ 降任

自ら降任を申し出た場合においては、本人の申し出に基づき降任を認める。

(2) 教員人事

- ① 教員に、多様かつ豊富な教育的経験を得させるために、郡市間及び小中学校間の交流について配慮する。

② 同一校の長期・短期勤務者の異動について

ア 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。

イ 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。

- ③ 異動後の通勤時間は、原則として片道おおむね1時間30分程度までとするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

- ④ 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

- ⑤ 校長の意見の申し出があった教職員の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

※ なお、平成30年度の県費負担市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の人事異動については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。